

反不正競争法の改正について

弁護士 松本 亮
弁護士 松本 亮

PROFILE

第1 はじめに

2025年6月27日、中国全国人民代表大会常務委員会は「中華人民共和国反不正競争法」の改正を可決し、同法は2025年10月15日から施行されることが決定しました。この改正は2019年修正以来の大規模な見直しであり、デジタル経済の発展に対応した新たな規制を導入しています。本ニュースターでは、この改正の主要なポイントをわかりやすく解説し、日系企業が注意すべき点について考察します。

第2 改正の背景と主な目的

中国市場経済の発展に伴い、特にデジタル領域における新たな形態の不正競争が増加していることから、今回の改正が行われました。主な改正目的は以下の通りです。

1. デジタル経済における新たな競争形態への対応：データやアルゴリズムを利用した不正競争行為の規制強化
2. プラットフォーム経済の健全な発展促進：プラットフォーム企業の責任を明確化
3. 中小企業保護：大企業による市場支配地位の濫用防止
4. 法執行の実効性向上：罰則規定の見直しと強化

第3 主要な改正ポイント

1 虚偽宣伝規制の強化

今回の改正では、虚偽宣伝に関する規制が以下の点で強化されました。

改正点	2019年改正法	2025年改正法
適用範囲	消費者を欺瞞・誤導	消費者および その他事業者 を欺瞞・誤導
禁止行為	虚偽取引の組織化	虚偽取引および 虚偽評価 の組織化
罰則	20万元以上100万元以下（悪質な場合を除く）	下限の撤廃 （悪質な場合を除く）（最高100万元以下）

特に注目すべきは、B2B取引も虚偽宣伝規制の対象に明確に含まれた点です。これにより、企業間取引における誇大広告や虚偽評価なども規制対象となります。

2 ネット不正競争行為の規制強化

デジタル経済の発展に対応し、ネットでの不正競争行為に対する規制が大幅に拡充されました。

- データ・アルゴリズム不正利用の禁止
 - 技術管理措置を回避・破壊してデータを取得する行為の禁止
 - アルゴリズムを用いてユーザーの選択を不当に操作する行為の禁止
- プラットフォーム規則の濫用禁止
 - 他の事業者への虚偽取引・虚偽評価・悪意のある返品行為の指示・実施禁止
 - プラットフォーム内の出店者への不当な価格設定の強要禁止（例えば11月11日（ダブルイレブン）にプラットフォーム事業者がプラットフォーム内の出店者に対し、コスト割れした金額での販売を強要すること）
- 罰則強化
 - ネット不正競争行為に対する罰金額を10万円～500万円に引き上げ

3 商業混同（商品・サービスの混同を招く行為）規制の拡大

商品やサービスの出所に関する混同を招く行為に関する規制が以下の点で強化されました。

●保護対象の拡大

- 新たに「新媒体アカウント名称」「アプリケーション名称・アイコン」が追加
- 検索キーワードとして他人の商標等を使用する行為が明示的に禁止

●助長行為の規制

- 混同行為を助長する行為自体が禁止
- 混同商品の販売者にも責任が及ぶ（ただし善意の販売者は免責）

●罰則

- 違法経営額5万元以上：違法経営額の5倍以下の罰金
- 違法経営額5万元未満：25万元以下の罰金
- 悪質な場合：営業許可証の取消し

4 優越的地位の濫用規制の新設

大企業が中小企業に対して不当な取引条件を強要する行為を規制する新たな条文（第15条）が追加されました。

●禁止行為の例

- 不合理な支払条件（期限・方法など）の強要
- 中小企業への代金未払い

●罰則

- 是正命令に従わない場合：100万元以下の罰金
- 悪質な場合：100万元以上500万元以下の罰金

この規制はサプライヤーとの取引においても注意が必要です。

第4 日系企業への影響と対応策

1 電子商取引プラットフォームを利用する企業
今回の改正により、自社製品の虚偽評価や競合製品の悪意ある評価は禁止されることになりました。ユーザーに利益を提供して特定の評価を誘導する行為についても禁止されています。

したがって製品レビュー管理プロセスが適切かを見直し、マーケティング部門への周知徹底を予め行う必要があります。

2 中国現地法人を有する日系企業

サプライヤーなどの仕入先に対する支払条件が「明らかに不合理」と判断されないか確認する必要があります。具体的には取引契約書を検討するとともに、これまで期限通りに支払っているかどうかを確認しておいた方がよいと思われます。

3 中国市場向けデジタルマーケティングを行う企業

検索キーワードとして、競合他社の商標や商品名をキーワードに使用する行為が混同行為として規制対象になります。したがってどのようなキーワードでデジタルマーケティングしているかどうかなどは再度確認を行うとともに、広告代理店との契約においてもこのような検索を実施することのないよう明記しておかれる方がよいと思われます。

第5 最後に

2025年改正反不正当竞争法は、中国市場で活動するすべての企業に重要な影響を与えます。本法の施行までにはまだ数か月の猶予がありますが、足元をすくわれないように早期の検討と対応をお勧めいたします。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス： info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。